

留学生交流推進員事業 留学生交流推進員の活用要領

1 目的

この要領は、国際交流事業等を行う団体が留学生交流推進員（以下「推進員」という。）を活用する際に必要な事項を定める。

2 推進員を活用できる団体

協会は、県内で国際交流・国際協力・多文化共生に関する事業を行う団体に対し、要望に応じた推進員を紹介するものとする。推進員を活用できる団体は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 営利を目的としない民間団体等
- (3) その他協会理事長が特に必要と認める団体

3 推進員を活用できる事業

推進員の活用対象となる事業は、原則として県内で開催される国際交流・国際協力・多文化共生に関する内容であるものとする。

4 推進員を活用できない事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動、宗教活動に関する事業
- (3) 専門的な知識、高度な技術を必要とする通訳・翻訳に関する事業
- (4) 推進員が、長期又は継続して参加する事業
- (5) 公序良俗に反する事業、その他推進員の活動として適当と認められない事業

5 依頼の手続き

- (1) 推進員の活用を依頼する団体（以下「依頼団体」という。）は、原則として事業開始日の3週間前までに、留学生交流推進員紹介依頼書を協会に提出する。
- (2) 協会は、依頼内容を確認の上、適当と認めた推進員を選び依頼団体に紹介する。

6 依頼の条件

- (1) 依頼団体は、推進員の活動期間中に万が一事故が発生した場合、その責任において誠意をもって解決に当たるものとする。
- (2) 推進員が活動できなくなった場合、協会はその責任を負わない。
- (3) 依頼団体は、知りえた個人情報をも目的外に使用してはならない。

7 保険の加入

推進員はボランティア保険に加入し、費用は協会が負担する。

8 費用の負担

- (1) 協会は推進員に対し、活動支援金及び旅費交通費を支給する。
- (2) その他活動に要する経費は、依頼団体が支給する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、令和3年5月20日から適用する。

附則

この要領は、令和5年5月2日から適用する。